

電 力 情 報

NO. 37

平成23年8月1日
東北電力(株)

新潟県および福島県の大雨により被災されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置について

このたびの新潟県および福島県の大雨により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの新潟県および福島県の大雨により、平成23年7月29日に災害救助法が適用された新潟県の15市町（新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、五泉市、上越市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、南蒲原郡田上町、東蒲原郡阿賀町）、福島県の9市町村（喜多方市、南会津郡南会津町、同郡檜枝岐村、同郡只見町、耶麻郡西会津町、河沼郡会津坂下町、同郡柳津町、大沼郡三島町、同郡金山町）およびその周辺地域^{*1}において、被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、下記の特別措置を講ずることとし、平成23年8月1日付けで経済産業大臣宛に認可申請を行い、同日認可されました。

記

1. 電気料金の早収期間^{*2} および支払期限^{*3}の延伸

被災されたお客さまの平成23年7月（ただし、早収期限日が7月29日以降となるものに限ります。）、8月および9月分の電気料金の早収期間および支払期限をおのおの1ヵ月間延長いたします。

2. 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用しない場合には、6ヵ月間に限り、電気料金（不使用料金^{*4}）は申し受けません。

3. 工事費負担金^{*5}の免除

被災されたお客さまが、被災前と同じ契約内容で平成24年2月末日までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

4. 臨時工事費^{*6}の免除

被災されたお客さまが、平成24年2月末日までに臨時電灯または臨時電力の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

5. 被災されたお客さまの電気施設の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、平成24年2月末日までは申し受けません。

6. 被災されたお客さまが、平成24年2月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、諸工料^{*7}は申し受けません。

(注)

※1) 周辺地域(20市町村)

新潟県：新発田市、燕市、糸魚川市、妙高市、北蒲原郡聖籠町、西蒲原郡弥彦村、
三島郡出雲崎町、南魚沼郡湯沢町、中魚沼郡津南町、刈羽郡刈羽村

福島県：会津若松市、南会津郡下郷町、耶麻郡北塩原村、同郡磐梯町、
河沼郡湯川村、大沼郡会津美里町、同郡昭和村

山形県：米沢市、西置賜郡小国町、同郡飯豊町

※2) 早収期間は、検針日から数えて21日間

※3) 支払期限は、検針日から数えて51日目

※4) 不使用料金は、基本料金の半額

※5、6、7)

工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまからのお申し込みにより、
当社の電気設備を新たに設置したり、移動したりする場合等において、当社に対し
てお客さまよりご負担いただくものをいいます。

■被災されたお客さまからのお問合わせ先

詳細につきましては、次のコールセンターまたは当社事業所窓口までお問い合わせ
ください。

《お問合せ窓口》

コールセンター TEL. 0120-175-466

《お申し込み窓口》

- 新発田営業所お客さまセンター(新発田市新栄町三丁目1番34号)
- 新潟営業所お客さまセンター(新潟市中央区上大川前通五番町84番地)
- 新津営業所お客さまセンター(新潟市秋葉区新津本町四丁目18番13号)
- 新潟県央営業所お客さまセンター(三条市旭町一丁目11番2号)
- 長岡営業所お客さまセンター(長岡市城内町三丁目1番地)
- 柏崎営業所お客さまセンター(柏崎市東本町二丁目3番20号)
- 十日町営業所お客さまセンター(十日町市宮田町1番5号)
- 魚沼営業所お客さまセンター(南魚沼市六日町29番地3)
- 上越営業所お客さまセンター(上越市大町二丁目2番24号)
- 糸魚川営業所(糸魚川市大町二丁目4番3号)
- 会津若松支社お客さまセンター(会津若松市東栄町3番38号)
- 猪苗代サービスセンター(耶麻郡猪苗代町字新町4882-1)
- 宮下サービスセンター(大沼郡三島町大字桑原字下中平1410)
- 喜多方営業所(喜多方市字一丁目4555)
- 田島営業所(南会津郡南会津町田島字中町甲3921-1)
- 長井営業所(長井市中道一丁目5番46号)
- 小国サービスセンター(西置賜郡小国町大字兵庫館3丁目4-4)
- 米沢営業所お客さまセンター(米沢市門東町三丁目2番40号)

以上